

北谷町宿泊税徴収の手引き (Accommodation Tax)



北谷町
Chatan Town

目次

第1章	宿泊税について	1
1	宿泊税の目的と用途	1
2	宿泊税の徴収方法	1
(1)	特別徴収制度	1
(2)	特別徴収義務者	2
第2章	宿泊税の仕組み	3
1	宿泊税の手続きの流れ	3
2	課税客体・納税義務者	4
(1)	宿泊とは	4
(2)	宿泊者とは	6
3	税額	6
4	宿泊料金	6
5	課税免除	10
(1)	学校の教育活動に伴う宿泊	10
(2)	スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊	10
(3)	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	15
第3章	特別徴収義務者の登録等	16
1	特別徴収義務者としての登録	16
(1)	登録の申請	16
(2)	特別徴収義務者証の交付	16
2	特別徴収義務者の登録事項の変更等	18
(1)	登録事項の変更	18
(2)	宿泊施設の休止又は再開	18
(3)	宿泊施設の経営の廃止	18
第4章	宿泊税の申告納入	19
1	納税管理人	19
2	申告納入	19
(1)	申告納入期限	19
(2)	申告納入期限の特例	19
(3)	宿泊税納入申告書	20
(4)	宿泊税納入書	21
3	納入義務の免除・還付	23
(1)	納入義務の免除	23
(2)	還付	23
(3)	申請の手続き	23
4	更正の請求	23

(1)更正の請求とは	23
(2)請求の手続き	23
第5章 適正な申告納入のために	24
1 帳簿等の記載・保存	24
(1)帳簿の記載及び保存	24
(2)書類の作成及び保存	24
(3)電磁的記録(電子データ)による保存等.....	24
2 調査	24
3 更正・決定	24
4 加算金	25
(1)過少申告加算金	25
(2)不申告加算金	25
(3)重加算金	25
5 延滞金	25
6 不服申し立て	26
(1)審査請求の対象となる処分	26
(2)手続き	26
7 罰則、滞納処分等	26
第6章 その他	28
1 領収書等への表示	28
2 特別徴収義務者報償金	29
(1)交付の目的	29
(2)交付の対象	29
(3)算定期間	29
(4)交付の基準及び交付額	29
(5)交付の手続き	29
3 電子申告等(eLTAX)	29
(1)利用届出について	30
(2)申告納入について	30
(3)申告納入以外の申告・申請等について	30
(4)電子納付について	30
4 申告書等の記入方法	31
(1)宿泊税特別徴収義務者申請書	31
(2)実質的経営者である旨の申立書(参考様式)	33
(3)宿泊税特別徴収義務者異動届出書	35
(4)宿泊施設経営休止・再開・廃止届出書	37

(5) 宿泊税特別徴収義務者証再交付申請書.....	39
(6) 宿泊税納入申告書	41
(7) 宿泊税月計表	43
(8) 宿泊税納入書	45
(9) 宿泊税納入申告書の提出期限等の特例承認申請書	46
(10) 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除申請書	48
(11) 宿泊税更正請求書	50
5 申告書等の提出・お問い合わせ先	52

第1章 宿泊税について

1 宿泊税の目的と使途

(目的)

世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(使途)

使途の基本的な考え方として、「新規・拡充・継続が必要な取組」、「納税者還元取組」、「競争力の向上やニーズ、観光情勢に適した取組」を定め、それに紐づく6つの柱を定めています。

使途事業の柱	取り組み事例
マーケティング基盤の整備	・デジタルマーケティング基盤の強化 ・プロモーションの展開
受入環境(体制)の整備	・二次交通(域内交通含む)の充実
エリアの魅力創出	・閑散期対策としたイベントの開催
観光資源の保全	・伝統文化の保全や発展 ・海域環境の保全
観光危機への対応	・災害時への対応や減災対策、備蓄品の購入 ・旅行需要喚起策の展開
徴収にかかるコスト	・徴収に係るコスト全般

2 宿泊税の徴収方法

(1)特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、北谷町内に所在する旅館・ホテル、簡易宿所及び住宅宿泊事業に係る施設(以下、これらを「宿泊施設」といいます。)の宿泊者ですが、北谷町が直接徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊料金と合わせて宿泊税を徴収し、北谷町へ申告納入していただくこととしています。このような制度を「特別徴収制度」といいます。

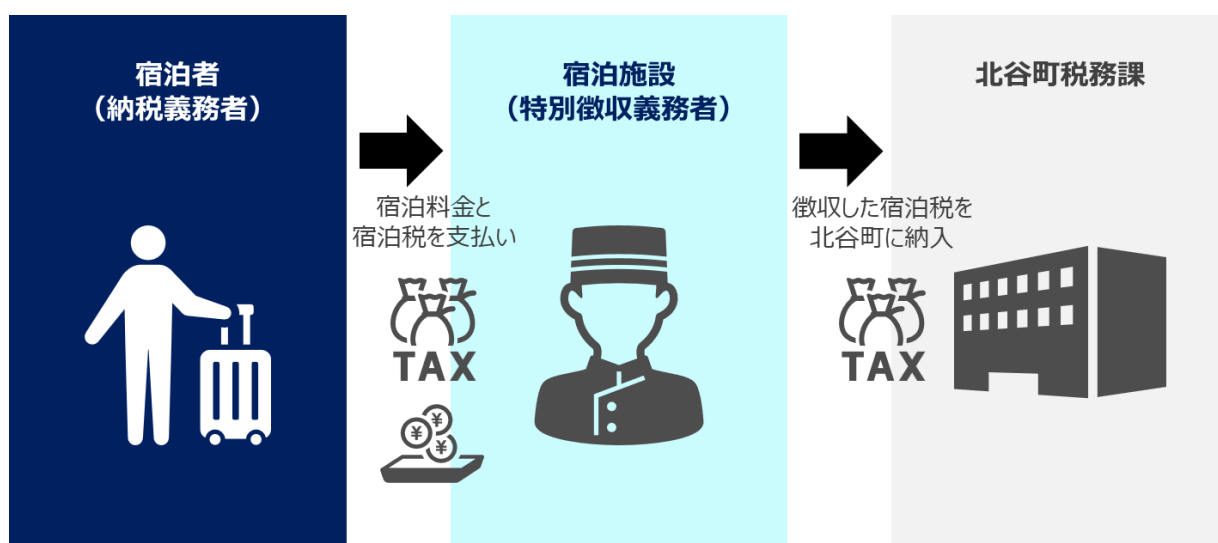
特別徴収制度において、納税義務者が宿泊税相当額を未払いであった場合でも、課税行為となる「宿泊」を行えば、特別徴収義務者が徴収すべき宿泊税相当額を申告納入いただく必要があります。

(2) 特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。基本的には、旅館業法に基づく許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方が該当します。宿泊施設の経営者は、登録の申請や北谷町の指定行為がなくとも、特別徴収義務者となります。

また、特別徴収義務者は、宿泊税の徴収、申告納入のほか、各種申請や帳簿保存等を行う必要があります。

なお、宿泊施設の経営者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合や、委託契約等により宿泊施設経営の決定権が宿泊施設の経営者以外の方にある場合などは、宿泊施設の徴収について便宜を有すると認められる方が特別徴収義務者となることがあります。



特別徴収義務者は、宿泊税の徴収、申告納入のほか、各種申請や帳簿保存等を行う必要がありますので、詳しくは次のページを参照してください。

- ◆ 特別徴収義務者の登録等……16 ページ
- ◆ 宿泊税の申告納入……19 ページ
- ◆ 帳簿等の記載・保存……24 ページ

第2章 宿泊税の仕組み

1 宿泊税の手続きの流れ

① 宿泊施設の経営開始前

旅館業法の許可、住宅宿泊事業法の届出



② 旅館業法の許可・住宅宿泊事業法の届出済又は宿泊施設の経営開始日の確定後

特別徴収義務者申請書を以下の提出期限までに北谷町税務課に提出・・・31ページ

経営開始日	提出期限
令和9年2月1日	令和9年1月27日まで
令和9年2月2日以降	経営開始日の5日前まで



③ 宿泊行為があった場合

宿泊者から宿泊税を徴収・・・4ページ



④ 宿泊税の徴収後

・「宿泊税納入申告書」を北谷町税務課に提出・・・41ページ

・「宿泊税納入書」により金融機関等で納入・・・45ページ

※ 申告と納入は必ず期限内に行ってください。

・申告納入期限・・・19ページ

2 課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為(課税客体)は宿泊施設への宿泊で、宿泊税を納める方(納税義務者)は宿泊者となります。

宿泊税は、令和9年2月1日(課税開始日)以後の宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者に課税されます。

- ※ 令和9年2月1日のチェックインから宿泊税が課税されます。
- ※ 令和9年2月1日より前に予約があった場合でも宿泊税が課税されます。
- ※ 宿泊料金が発生しない場合又は課税免除となる場合は課税対象となりません。

(1) 宿泊とは

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、以下の基準に合致するものを課税対象となる宿泊として取り扱います。

①課税対象となる宿泊の基準

ア その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの

イア以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

※本来必要な許可を受けていない又は届出をしていない施設であっても、旅館業法の許可又は住宅宿泊事業法の届出が必要とされる宿泊の定義に該当する宿泊を行わせる施設の場合は課税対象となります。

<許可又は届出が必要な宿泊とは>

以下の4項目をすべて満たすものです。

- ・宿泊料金を徴収している(名称は問わない)
- ・社会性がある(不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など)
- ・反復継続性がある(宿泊募集を継続的に行っている場合など)
- ・生活の本拠ではない(使用期間が1週間以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など)

②宿泊の判断の例

例1 午前0時を超えてからチェックインした場合(宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合)

⇒ その契約を宿泊契約として取り扱う場合は、課税対象となります。

例2 客室を日帰りで利用するいわゆるデイクースの場合

⇒ 課税対象ではありません。

例3 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

⇒ 日をまたぐ6時間以上の利用(連続した延長利用を含みます。)があった場合は、課税対象となります。

なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、「その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用」があるかどうかで宿泊の判断を行います。

例4 実際の宿泊を伴わない利用行為(いわゆるホールドルーム、キープルームなど)の場合

⇒ 宿泊行為を伴わない契約の場合は、課税対象となりません。実際に宿泊行為があった場合、又は日をまたぐ6時間の利用により宿泊行為があったとみなされる場合には課税対象となります。この場合において、宿泊日ごとに宿泊料金が明確なときはその金額を宿泊料金とします。

例)1室税抜き50,000円の部屋を3泊契約した場合

	宿泊者数 (A)	宿泊料金 (B)	宿泊料金/人 (B÷A)	宿泊税 (課税標準額×2%×課税対象人数)
1泊目	5人	50,000円	10,000円	1,000円 (10,000円×2%×5人)
2泊目	0人	50,000円	—	0円
3泊目	4人	50,000円	12,500円	960円 (12,000円×2%×4人)
宿泊税計				1,960円

※2泊目は宿泊行為がないため課税対象となりません。

※課税標準額:千円未満切り捨て

例5 ウィークリーマンションなどの場合

⇒ ウィークリーマンションと称される短期賃貸借住宅については、賃貸借契約による利用で、旅館業法による宿泊にあたらぬ場合は、課税対象となりません。

ただし、旅館業法に該当する宿泊の場合には、課税対象となります。このときの宿泊料金は、宿泊日ごとの宿泊料金が明確でないときは契約期間における宿泊料金を契約期間の宿泊数で除した額を宿泊料金とします。

例6 幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合

⇒ 幼児、子ども、大人に関わらず宿泊税の課税対象となりますが、寝具の追加のない無料の添い寝利用などにより、宿泊料金が発生しない場合や課税免除の対象の場合には宿泊税は課税されません。

例7 キャンセルがあり、料金の支払いを受けた場合

⇒ 宿泊行為がないため、課税対象となりません。仮に宿泊税込みで決済していて、キャンセルになった場合は、宿泊施設又は旅行予約サイトを運営している会社が「当該宿泊税分」を返金する。宿泊施設運営会社との取り決めによります。

(2) 宿泊者とは

宿泊者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、その設備を利用して宿泊する者をいいます。宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際の宿泊者が納税義務者となります。

3 税額

宿泊税の税額は、宿泊者1人1泊につき、宿泊料金を税率2.0%(町1.2%・県0.8%の合計税率)を乗じた額です。(税額2,000円が上限となります。)

※宿泊料金とは、食事代や消費税等を除いた素泊まり料金のことを言います。

4 宿泊料金

宿泊税の課税対象は、宿泊料金を伴う宿泊です。

この場合の宿泊料金とは、宿泊に伴う料金のほか、その名称に関わらず、宿泊者が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額をいいます。

なお、宿泊料金の算出基準については、以下のとおりです。

【宿泊料金に含まれるもの】

- 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意志に関わりなく請求されるもの
 - ・清掃代
 - ・寝具使用料、寝具クリーニング代
 - ・入浴代
 - ・寝衣代
 - ・サービス料、奉仕料 等

【宿泊料金に含まれないもの】

- 以下については、宿泊施設の宿泊料金に含まれる場合であっても、宿泊税の算出の基礎となる宿泊料金から控除します。
 - ・食事代
 - ・遊興費
 - ・会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額
 - ・消費税、地方消費税、入湯税等の税
 - ・自動車代、煙草代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金
 - ・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額
 - ・オプションとして支払った追加清掃代
 - ・損害賠償金(備品の毀損・紛失、室内の汚れ等)

<宿泊料金の判定の例>

例1 宿泊施設による宿泊料金の割引・優待等があった場合

⇒ 宿泊施設が宿泊者に対して割引、株主優待等により料金の一定の割合又は金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額を宿泊料金とします。宿泊施設独自のポイント制度等に基づくポイント等の利用による値引きについても同様の取扱いとします。

ただし、旅行会社やカード会社が旅行者にポイントを付与して、これにより値引きを行う場合は値引き前の金額を宿泊料金とします。

例2 補助金・助成金等(第三者からの支払)があった場合

⇒ 補助金・助成金等の宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者からの支払いがある場合(自治体の実施する旅行支援など)で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と当該補助金等の金額を合算した額を宿泊料金とします。

補助金・助成金等が宿泊の対価として支払われるものでない場合は、宿泊料金に含みません。

例3 各種宿泊プランの取扱い

⇒ 宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金(以下「食事料金等」といいます。)が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。

朝食無料サービス等、宿泊以外の利用行為を無料で提供する場合は、食事料金等に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

例4 企画旅行の取扱い

⇒ 予め又は旅行者からの依頼により旅行計画を作成する企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの料金を宿泊料金とします。

例5 手配旅行の取扱い

⇒ 手配旅行については、手配により旅行者と宿泊施設が契約した1人当たりの宿泊料金としますが、旅行業者が受けるべき取扱手数料をその宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額を宿泊料金とします。

例)1泊1食付 10,000 円(税別、食事代 2,000 円込み)の宿泊商品を、旅行業者を經由して販売した時、旅行業者が 11,000 円(宿泊商品 10,000 円、旅行者から旅行業者に支払う手数料 1,000 円)で宿泊者に販売し、販売手数料が差し引かれた売掛金が 8,500 円だった場合

⇒旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの宿泊料金となるため、
(10,000 円-2,000 円)×2%=160 円となります。

例6 連泊割引があった場合

⇒ 連続して宿泊(以下「連泊」といいます。)をしたことにより連泊割引が適用された場合で、宿泊日ごとに割引率が明確なときは、通常の宿泊料金に対し宿泊日ごとに割引計算をした金額を宿泊料金とします。

連泊期間を一括して割引を行った場合は、「宿泊日ごとの通常の宿泊料金」から「割引の金額を宿泊数で按分した料金」を差し引いた金額を宿泊料金とします。

例7 時間延長があった場合

⇒ ア 宿泊契約の場合

宿泊の前後に時間を延長して客室を利用した場合は、その延長に係る料金を宿泊料金に含みません。ただし、宿泊施設がその延長に係る料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は、その料金を宿泊料金に含みます。

イ 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

休憩その他これに類する利用に係る契約において、時間を延長して客室を利用したことにより課税対象となった場合は、その延長に係る料金を宿泊料金に含みます。

例8 税込み宿泊料金の取扱い

⇒ 消費税及び地方消費税を内税方式としている場合又は宿泊料金の総額に他の税に相当する金額を含んでいる場合は、宿泊料金の総額からそれらの税に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。

例9 外貨建て取引による場合

⇒ 外貨建て取引による場合は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値(TTM)の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。

※ 具体的な取扱いについては、「外貨建て取引に係る会計処理等」(法人税基本通達)に準じます。

例10 1人当たりの料金が不明な場合

⇒ 1室を単位として料金が設定されているなど1人当たりの宿泊料金が不明な場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊人数で除した額を1人当たりの宿泊料金とします。(例ア・イ)

<留意点>

- ・ エキストラベッド等の有料の寝具の追加がある場合で、追加料金が特定の宿泊者に帰属しないときは、その追加料金を宿泊料金の総額に加算します。(例ウ)
- ・ 幼児・子どもの宿泊についても、宿泊料金を徴収されているのであれば課税対象となりますが、寝具の追加のない無料の添い寝利用などにより、宿泊料金が発生しない場合は課税対象となりません。(例エ)
- ・ 宿泊料金の総額に幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代その他の特定の宿泊者に帰属することが明らかな料金が含まれる場合は、その金額を当該宿泊者の宿泊料金として別に取り扱い、宿泊料金の総額及び宿泊者の総数から除外します。(例オ)

※例は次頁に記載しています。

例)1室税抜き15,000円(ツインルーム)の場合

宿泊例	宿泊料金/人	宿泊税 (課税標準額×2%×課税対象人数)
ア 1人で宿泊(いわゆるシングルユース)	15,000円÷1人= 15,000円	15,000円×2%×1人= 300円
イ 2人で宿泊	15,000円÷2人= 7,500円	7,000円(千円未満切捨)×2%×2人 =280円
ウ 3人で宿泊(エキストラベッド7,000円を追加)	(15,000円+7,000円)÷ 3人=7,333円	7,000円(千円未満切捨)×2%×3人 =420円
エ 大人2人、子ども1人(添い寝無料、寝具の追加なし)で宿泊 ※宿泊料金がかからない子ども1人は課税対象外	15,000円÷2人= 7,500円	7,000円(千円未満切捨)×2%×2人 =280円
オ 大人2人、乳児1人(ベビーベッド3,000円を追加)で宿泊 ※乳児1人分は別に扱う	15,000円÷2人= 7,500円 3,000円÷1人= 3,000円	7,000円(千円未満切捨)×2%×2人 =280円 3,000円×2%×1人=60円 280円+60円=340円

例11 清掃料金を強制的に徴収している場合

⇒ 宿泊料金とは別に清掃料金を宿泊者から徴収する場合は、その清掃料金を加算した金額を宿泊料金とします。

なお、連泊のときは、「宿泊日ごとの通常の宿泊料金」に「その清掃料金を宿泊数で按分した料金」を加算して1泊当たりの宿泊料金を算出します。

5 課税免除

(1) 学校の教育活動に伴う宿泊

① 対象者

右記施設に通う児童・学生	幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校
引率者	・学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校関係者 ・部活動等の活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等

【課税免除の対象者の例】

- ・生徒等の引率を行う学校関係者である教員や部活動指導員
- ・心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者
- ・部員、監督、コーチ、マネージャー、スコアラー

【課税免除の対象外の例】

- ・旅行業者の添乗員、カメラマン
- ・応援のための保護者、審判など

② 対象となる教育活動

- ・通信制の課程で行う面接指導(スクーリング)
- ・修学旅行、林間学校、臨海学校、その他これらに相当する学校行事
- ・部活動
- ・部活動以外による学校を代表した大会への参加

(2) スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊

① 対象者

右記施設に通う児童・学生	幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校
引率者	・引率を行う関係者 ・クラブチーム等の活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等

【課税免除の対象者の例】

- ・クラブチーム等の選手の引率を行う指導員
- ・心身の障害等により介助を必要とする選手等の介助をする看護師や保護者
- ・クラブチーム等選手、監督、コーチ、マネージャー、スコアラー

【課税免除の対象外の例】

- ・旅行者の添乗員、カメラマン
- ・応援のための保護者、審判など

② 対象となる大会

次の団体が主催する大会

- ・地方公共団体
- ・公益財団法人日本スポーツ協会又は当該協会に直接又は間接に加入している団体
- ・公益財団法人日本中学校体育連盟、九州中学校体育連盟、沖縄県中学校体育連盟又は
県内各地区の中学校体育連盟
- ・公益法人等又はこれらの法人に直接に加入している人格のない社団等

<手続きについて>

上記の課税免除に関して、(1)については「学校の教育活動であることの証明書(学校用)」、(2)については「日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書(地域クラブ等用)」を宿泊者から受領することが必要です。

なお、当該証明書は、宿泊施設において5年間保存をお願いします(申告納入の際に、提出していただく必要はありません)。

※証明書の様式については、北谷町ホームページからダウンロードできます。

※課税免除となる宿泊人数について、宿泊予定数を記入していたが、当日に欠席者が出たため、変更となる場合は、人数の後ろに(うち〇人欠席)と補記していただき、実際に宿泊した人数がわかるようにしてください。

●学校の教育活動であることの証明書(学校用)

学校の教育活動であることの証明書 (学校用)

宿 泊 日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 () 泊
活動の種類	<input type="checkbox"/> 通信制の課程で行う面接指導 (スクーリング) (規則第 4 条第 1 号) <input type="checkbox"/> 修学旅行、林間学校、臨海学校その他これらに相当する学校行事 (規則第 4 条第 2 号) <input type="checkbox"/> 部活動 (規則第 4 条第 3 号) <input type="checkbox"/> 部活動以外による学校を代表した大会への参加 (規則第 4 条第 4 号)
宿泊施設名称	
課税免除となる宿泊人数 (引率者含む。) 下記注意事項 3、4 を参照ください。	
備 考	

上記の宿泊については、北谷町宿泊税条例第 5 条第 1 号及び北谷町宿泊税条例施行規則第 4 条第 1 項に規定する学校の教育活動に該当するものであることを証明します。

令和 年 月 日

住 所 地

学校名

学校長名

印

- 注 1 該当箇所の口をチェック☑を記入してください。
 2 印刷し、手書きしていただいても結構です。
 3 課税免除となる宿泊人数には、学校が行う教育活動に参加している方及び引率の方を含みます。
 4 引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校の関係者や、部活動、クラブチームの活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等をいい、旅行者の添乗員やカメラマン等は該当しません。
 5 学校長以外の方が無断で作成し、または改変を行った場合は有印公文書偽造罪、有印公文書変造罪、公電磁的記録不正作出罪に当たる可能性がありますのでご注意ください。

●日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書

(地域クラブ等用)

日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書 (地域クラブ等用)

宿 泊 日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	() 泊
大会名		
大会の主催団体	<input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 公益財団法人日本スポーツ協会及び当該協会に直接又は間接に加入している団体(中体連を除く。) <input type="checkbox"/> 公益財団法人日本中学校体育連盟、九州中学校体育連盟、沖縄県中学校体育連盟及び県内各地区の中学校体育連盟 <input type="checkbox"/> 公益法人等及びこれらの法人に直接に加入している人格のない社団等(スポーツに係る活動を行っている団体を除く。)	
宿泊施設名称		
課税免除となる宿泊人数 (引率者含む。) 下記注意事項 3、4 を参照ください。		
備 考		

上記の宿泊については、北谷町宿泊税条例第 5 条第 2 号及び北谷町宿泊税条例施行規則第 4 条に規定する公益財団法人日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることを証明します。

令和 年 月 日

住 所 地

地域クラブ等の団体名

代表者

(個人の参加にあつては
当該個人の指導者)

印

【記載にあたっての注意事項】

- 1 該当箇所の口にチェック☑を記入してください。
- 2 印刷し、手書きしていただいても結構です。
- 3 課税免除となる宿泊人数には、学校が行う教育活動に参加している方及び引率の方を含みます。
- 4 引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校の関係者や、部活動、クラブチームの活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。
- 5 公益法人等とは、北谷町宿泊税条例施行規則第 4 条第 2 項第 4 号で定める公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人に該当する場合に限る。）、一般財団法人（非営利型法人に該当する場合に限る。）及び特定非営利活動法人を指します。
- 6 主催団体が発出する大会開催日等の通知文を添付すること。
- 7 地域クラブ等のチーム代表者以外の方が無断で作成し、または改変を行った場合は有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪、私電磁的記録不正作出罪に当たる可能性がありますのでご注意ください。

●宿泊税課税免除申請に係る大会通知書(添付資料)

宿泊税課税免除申請に係る大会通知書

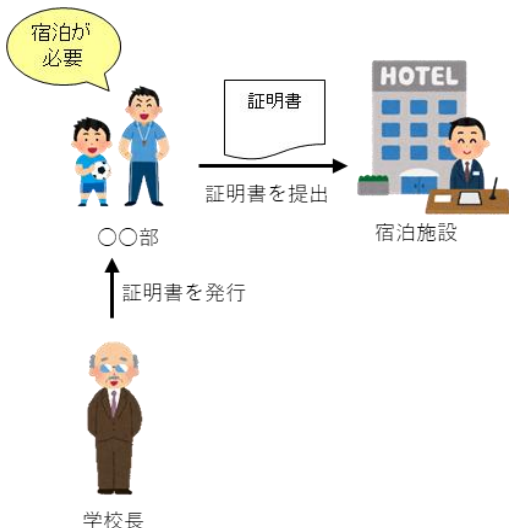
大会名	
大会開催期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
主催団体の種別	<input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 公益財団法人日本スポーツ協会又は当該協会に直接又は間接に加入している団体（中体連を除く。） <input type="checkbox"/> 公益財団法人日本中学校体育連盟、九州中学校体育連盟、沖縄県中学校体育連盟又は県内各地区の中学校体育連盟 <input type="checkbox"/> 公益法人等又はこれらの法人に直接に加入している人格のない社団等（スポーツに係る活動を行っている団体を除く。）
<p>上記の内容で大会を開催することを通知します。</p> <p style="text-align: right;">主催団体</p> <p style="text-align: right;">所在地 _____</p> <p style="text-align: right;">団体名 _____</p> <p style="text-align: right;">代表者名 _____</p>	

注1 本通知書は、別途作成される「日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書(地域クラブ用)」に添付して、宿泊施設に提出してください。

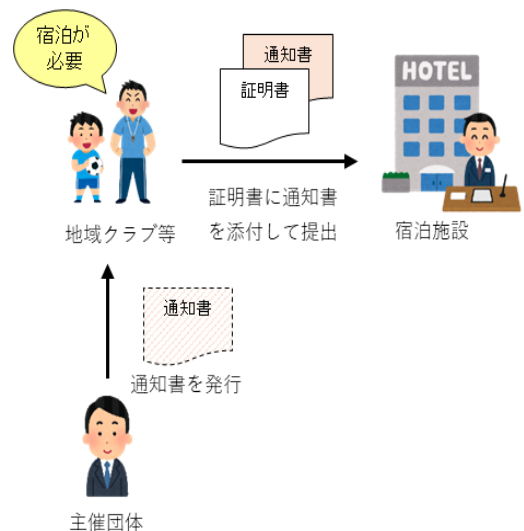
2 公益法人等とは、北谷町宿泊税条例施行規則第4条第2項第4号で定める公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人に該当する場合に限る。）、一般財団法人（非営利型法人に該当する場合に限る。）又は特定非営利活動法人を指します。

<課税免除を受ける場合の手続き(イメージ図)>

①学校が行う教育活動（部活動等）



②地域クラブ等が大会に出場する場合



(3) 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないこととしています。

なお、具体的な取扱い等については、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」(消費税法基本通達)に準じます。

<参考>

① 課税が免除される施設

消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設

② 課税が免除される外国大使等

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者

【課税免除の手続】

- ① 外国大使等より、宿泊に際し消費税の免除のための「消費税免除カード」の提示を受けてください。
- ② 消費税が免除となる場合についてのみ、宿泊税も課税免除となります。

第3章 特別徴収義務者の登録等

宿泊事業者は、宿泊施設の経営の開始、変更、廃止等の際には、宿泊施設ごとに次の手続きが必要となります。これは、北谷町が宿泊税に係る事務の執行に当たり、特別徴収義務者及び宿泊施設の状況を把握しておく必要があることから、宿泊事業者に提出していただくものです。

1 特別徴収義務者としての登録

(1) 登録の申請

新たに宿泊施設の経営を開始するため旅館業の許可を受けた場合又は住宅宿泊事業の届出をした場合は、経営を開始しようとする日の5日前までに特別徴収義務者としての登録の申請を行ってください。

なお、特別徴収義務者としての登録がない場合でも、宿泊事業者は宿泊税の申告納入を行う必要があります。

【申請時の提出書類】

① 宿泊税特別徴収義務者申請書

② 添付書類

ア 旅館業に係る営業許可証又は住宅宿泊事業に係る届出番号及び所在地を確認できる書類の写し

イ (法人の場合)登記事項証明書

ウ (個人の場合)本人確認証明の提示(郵送の場合は写し)

③ その他

宿泊施設の実質的な経営者が営業許可等を受けている方と異なる場合は、上記の添付書類のほか、次の書類を添付してください。

ア 実質的経営者である旨の申立書

イ 宿泊事業者と実際にその宿泊施設の経営に責任を有している者間で締結した委託契約書等の写し

(2) 宿泊税特別徴収義務者証の交付

特別徴収義務者としての登録後に、「宿泊税特別徴収義務者証」(以下「証票」といいます。)が交付されます。この証票は、公衆の見やすい場所に掲示する必要があります。

証票を亡失し、又はき損したときは、「宿泊税特別徴収義務者証再交付申請書」を北谷町税務課に提出し、再交付の申請を行ってください。

●宿泊税特別徴収義務者証

第3号様式（第6条関係）



北谷町
宿泊税特別徴収義務者証

北谷町宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する。

※この証は、沖縄県宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを兼ねる。

宿泊施設名

宿泊施設所在地

指定番号

Chatan Town
Accommodation Tax
Special Collecting Agent Certificate

Verified as a special collecting agent as written in the Chatan Town
Accommodation Tax Ordinance.

※This certificate also serves as proof of status as a special collecting
agent under the Okinawa Prefectural Accommodation Tax Ordinance.

Mayor of the Town of Chatan
北谷町長

印

2 特別徴収義務者の登録事項の変更等

(1) 登録事項の変更

特別徴収義務者として登録している事項に変更があった場合は、登録事項の変更の届出を行ってください。

【届出時の提出書類】

- ① 宿泊税特別徴収義務者異動届出書
- ② 変更の内容を確認できる書類の写し

※次のいずれかの事由により特別徴収義務者に変更があったときは、変更の届出ではなく、既登録の特別徴収義務者による経営廃止の届出と新たな特別徴収義務者による新規の登録申請を行ってください。

- ・営業譲渡、相続又は贈与
- ・既登録の特別徴収義務者を被合併法人とする合併
- ・会社分割による別法人への業務の承継
- ・個人事業者の法人への変更
- ・法人の解散による個人事業者への変更
- ・その他上記に類する事由

(2) 宿泊施設の休止又は再開

宿泊施設の経営を1か月以上休止する場合は、事前に届出を行ってください。

休止とは、改装その他の理由により経営を行わない状態で、その後再開が見込まれるものをいいます。

また、休止期間を定めずに経営を休止した場合で、経営を再開しようとするときは、再開の届出を行ってください。

なお、休止の日までに徴収すべき宿泊税は、定められた期限までに申告納入を行う必要があります。

【届出時の提出書類】

- ① 宿泊施設経営休止・再開・廃止届出書
- ② 旅館業法の届出等又は経営の休止・再開が確認できる書類(写し)

(3) 宿泊施設の経営の廃止

宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止の日から10日以内に届出を行ってください。

なお、廃止の日までに徴収すべき宿泊税は、定められた期限までに申告納入を行う必要があります。

【届出時の提出書類】

- ① 宿泊施設経営休止・再開・廃止届出書
- ② 旅館業法の届出等又は登記事項証明書(閉鎖事項全部証明書)等の廃止を確認できる書類(写し)
- ③ 登録時に交付された宿泊税特別徴収義務者証

第4章 宿泊税の申告納入

1 納税管理人

宿泊税の特別徴収義務者が北谷町内に住所及び事務所等(以下「住所等」といいます。)を有していない場合、特別徴収義務者は「納税に関する一切の事務を処理」させるため、原則として町内に住所等を有する者を代理人(この代理人を「納税管理人」といいます。)と定めて町長に申告しなければなりません。

2 申告納入

(1) 申告納入期限

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日までに、宿泊施設ごとに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」に「宿泊税月計表」を添付のうえ、北谷町税務課に提出し、併せてその税額を「宿泊税納入書」により納入してください。

施設の経営を廃止した場合は、その廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、10日以内に申告納入してください。

なお、期限後に申告納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金が加算される場合があります。

※月末が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日が申告納入期限になります。

※12月の申告納入期限は翌年1月4日(この日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日)です。

(2) 申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告納入手続の負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合は、申請し、承認を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例を受けると、次表のとおり、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となります。

なお、申告納入期限の特例を受けた施設の経営を廃止した場合は、その廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から10日以内に申告納入してください。

宿泊のあった月	申告納入期限
3月分、4月分、5月分	6月末日
6月分、7月分、8月分	9月末日
9月分、10月分、11月分	12月末日
12月分、1月分、2月分	3月末日

<適用開始月の注意点>

- ・承認後、適用開始月(3月、6月、9月、12月のいずれか)を記載した「承認通知書」を送付します。
- ・承認通知書に記載の適用開始月は、上記の表の「宿泊のあった月」を指します。
- ・適用開始月以前の申告納入期限は、原則どおり宿泊のあった月の翌月末日です。

① 適用の要件

ア 適用を受けようとする年度の初日の属する年の前々年12月から前年11月まで(以下、「対象期間」という。)の納入すべき宿泊税の月平均納入金額が30万円(※)以下であること。ただし、対象期間における納入実績が1年に満たない場合は、申請書の提出月の前3か月の宿泊に係る納入すべき宿泊税額の月平均納入金額が30万円(※)以下であること。

(※)北谷町と県の宿泊税の合計額

イ 当該宿泊施設の旅館業法第3条第1項の規定による許可を受け、又は住宅宿泊事業法第3条第1項の

規定による届出を行ってから1年を経過し、かつ、特別徴収義務者となってから3月を経過していること。

ウ 過去に本特例の指定取消しを受けた場合は、当該取消しの日から1年を経過していること。

エ 適用年の前年の1月1日以後において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。

オ 適用年の前年の1月1日以後において、町税に係る徴収金を滞納していないこと。

カ 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

上記の要件イから、申請を行えるようになる日は、次のとおりとなります。

(※)納入実績が3か月あることが前提となります。

許可(届出)年月日	申請が可能となる日
R8年5月1日以前の宿泊施設	R9年5月2日以降
R8年5月2日以降の宿泊施設	許可(届出)年月日から1年を経過した日 (例 許可(届出)年月日がR8年5月2日であれば、R9年5月3日)

② 申請方法

特例適用を希望する場合は、「宿泊税納入申告書の提出期限等の特例承認申請書」を北谷町税務課に提出してください。

※申請は宿泊施設ごとに行う必要があります。

※承認を受けた方は、承認が取り消されない限り、翌年度以降も継続となります。

③ 承認通知・特例の適用開始月

審査のうえ、承認又は不承認を通知します。

なお、特例の適用については、承認通知書に記載された特例の適用開始月からとなります。「宿泊税納入申告書の提出期限等の特例承認申請書」を提出していても、特例の適用開始月までは原則どおり毎月申告納入が必要となりますのでご注意ください。

④ 承認の取消し

特例の要件を満たさなくなると認められる場合は、当該年度末までに特例の承認の取消しを通知します。

(3) 宿泊税納入申告書

申告期限までに「宿泊税納入申告書」に、宿泊のあった月における宿泊税の課税対象となる宿泊料金総額、宿泊者数及び宿泊税額を記入し、提出してください。

また、「宿泊税納入申告書」には、宿泊税の内訳を宿泊年月日ごとに記載した「宿泊税月計表」を添付してください。「宿泊税月計表」は記載事項が同様のものであれば、任意の様式での提出も可能です。

※納入申告書は、納入書とあわせて毎年1年分をまとめてお送りします。

※地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用されている方で、納入申告書及び納入書の送付が不要な方は、申し出ただければ、翌年度から送付を中止します。

① 提出方法

以下のいずれかの方法で提出してください。

- ア 地方税ポータルシステム(eLTAX)で申告する。
- イ 北谷町税務課に郵便又は信書便で送付する。
※ 郵送による提出があった場合は、消印の日付を提出日として取り扱います。
- ウ 北谷町税務課の窓口を持参する。

② 注意点

- ア 申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告書のみ提出が必要です。
- イ 申告書は、宿泊施設ごとに作成する必要があります。
- ウ 申告納入期限の特例が適用されている場合は、1枚の申告書に3か月分の申告内容を記入してください。
- エ 特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額を申告納入していただくこととなります。

(4)宿泊税納入書

申告された宿泊税は、納入期限までに「宿泊税納入書」により北谷町に納入してください。

納入は、下記の金融機関等で行ってください。

なお、地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用した電子申告を行った場合には、電子納付も可能です。

※ 納入書は、納入申告書とあわせて毎年1年分をまとめてお送りします。

※ 地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用されている方で、納入申告書及び納入書の送付が不要な方は、申し出ただければ、翌年度から送付を中止します。

<注意点>

- ・1か月分ごとに1枚作成してください(申告納入期限の特例を適用している場合は3か月分を1枚にまとめて作成してください)。
- ・納入書は、宿泊施設ごとに作成してください。
- ・合計欄の記入を誤ったものをご利用いただけませんので、予備(申告年月が空白のもの)に必要事項を記入し、ご利用ください。予備がなくなった場合は、北谷町税務課にお問い合わせください。

【窓口納入ができる金融機関等】

区分	名称
取扱金融機関	琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県農業協同組合 沖縄県内のゆうちょ銀行又は郵便局
北谷町納入窓口	北谷町役場

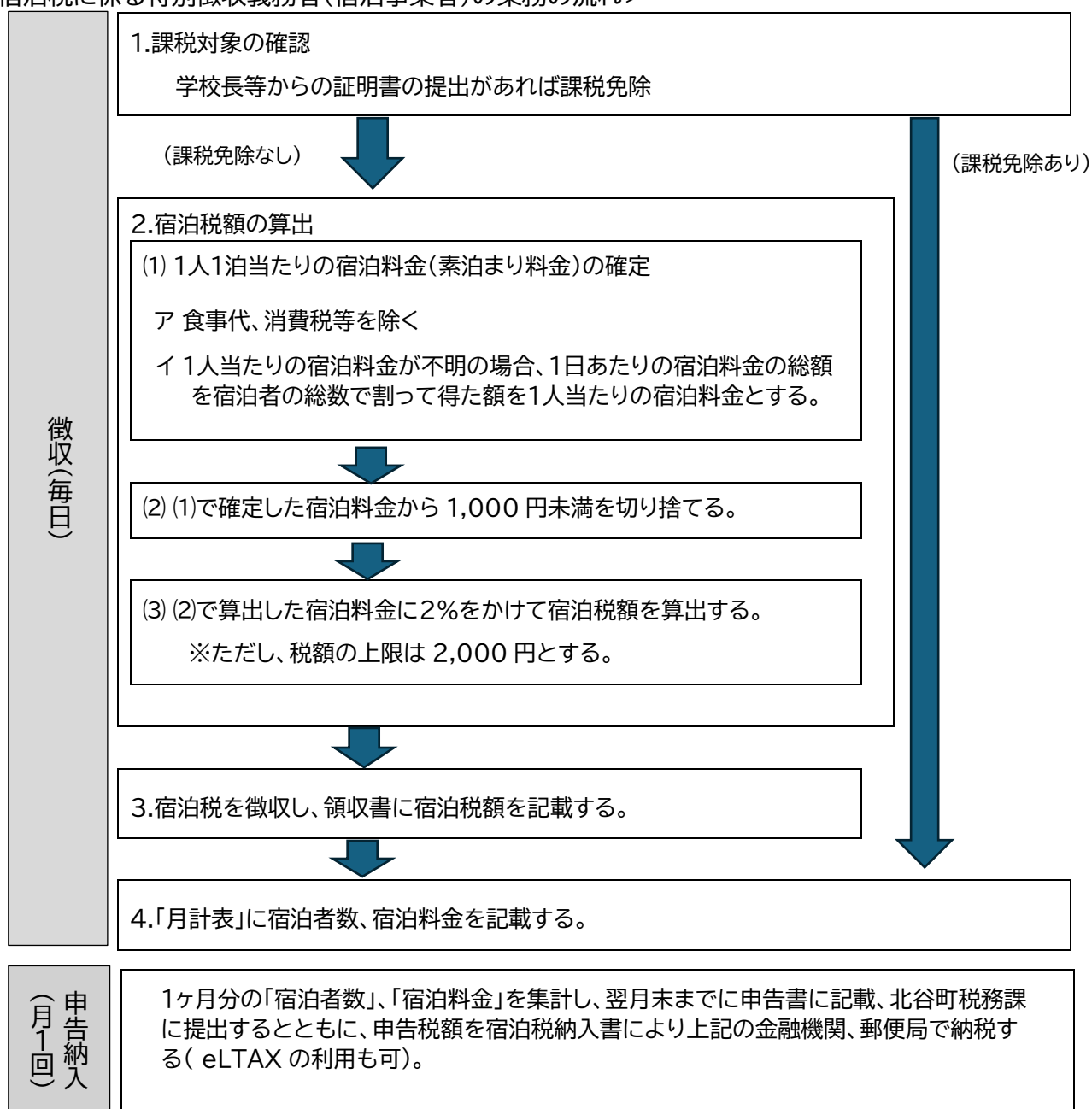
※ 地方税ポータルシステム(eLTAX)による電子納付ができる金融機関は、eLTAX

のホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>)により

ご確認ください。



< 宿泊税に係る特別徴収義務者(宿泊事業者)の業務の流れ >



3 納入義務の免除・還付

(1) 納入義務の免除

特別徴収義務者が宿泊者から宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を、天災その他避けることのできない理由により失ったと認められる場合には、申請に基づき調査を行った上で、納入義務を免除します。

【納入義務の免除となる例】

- ・宿泊者や旅行者が破産、整理等の法的手続きに入り支払い不能となったため、宿泊料金及び宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ・宿泊者の死亡、刑の執行等により宿泊料金及び宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ・特別徴収義務者が天災等に遭い、宿泊税の納入ができなくなった場合

(2) 還付

(1)の場合に該当し、既に宿泊税を納入している場合は、当該宿泊税を還付します。

なお、納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に町税の未納金がある場合、還付する額をこれに充当することがあります。

(3) 申請の手続き

納入義務の免除・還付を受けようとする場合は、宿泊施設ごとに申請してください。

【申請時の提出書類】

- ① 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除申請書
- ② 還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明する書類

4 更正の請求

(1) 更正の請求とは

特別徴収義務者が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告した場合、更正の請求をすることができます。

更正の請求ができる期間は、原則として納入期限から5年以内です。

なお、申告納入期限の特例を受けている場合は、その特例納入期限から5年以内です。

(2) 請求の手続き

更正の請求は「宿泊税更生請求書」に理由を明記し、正しい宿泊数を記載した「宿泊税月計表」を添付のうえ、北谷町税務課に提出してください。

更正の請求があった場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。そのため、帳簿等を確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

※ 更正の請求については、地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用した電子での申請も可能です。

第5章 適正な申告納入のために

1 帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税額を適正に把握していただくために、北谷町宿泊税条例の規定により特別徴収義務者は、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成した書類を以下のとおり保存しなければなりません。

(1) 帳簿の記載及び保存

① 記載事項

宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除となる宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額

なお、上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいても構いません。

② 保存期間

申告納入期限の翌日から起算して3月を経過した日から5年間

(2) 書類の作成及び保存

① 作成要件

宿泊に係る売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額が記載されているもの

② 保存期間

申告納入期限の翌日から起算して3月を経過した日から5年間

(3) 電磁的記録(電子データ)による保存等

特別徴収義務者が最初の記録段階から一貫して電子計算機(PC等)を使用して帳簿書類を作成する場合で、北谷町宿泊税条例に定める要件を満たすときは、これらの電磁的記録をもって、帳簿書類の作成、備付け及び保存に代えることができます。

2 調査

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うため、担当職員が申告指導や宿泊施設の実地調査を行うことがあります。公平公正な税務行政の運営のためご協力をよろしくお願いいたします。

3 更正・決定

更正とは、申告いただいた宿泊税額に誤りがある場合に行う処分をいい、決定とは申告納入すべき宿泊税額があるにもかかわらず、申告納入がない場合に行う処分をいいます。

調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくために、更正又は決定を行います。

更正・決定を行った場合は、「宿泊税更正・決定通知書」により、納入すべき税額及び納入期限を通知しますので、納入期限までに納入してください。

4 加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

	内容	割合 (増差税額に対する)	不適用・割合の軽減
(1)過少申告加算金	期限内申告について、 修正申告・更生があっ た場合	10%	・正当な理由がある場合 ⇒ 不適用 ・更生を予知しない修正申告 の場合⇒不適用
		(期限内申告税額と 50 万円の いずれか多い金額を超える部 分) 15%	
(2)不申告加算金	①期限後申告・決定が あった場合 ②期限後申告・決定に ついて修正申告・更生 があった場合	15%(注2)	・正当な理由がある場合 ⇒ 不適用 ・期限後 1 か月以内にされ た一定の期限後申告の 場合⇒不適用 ・更生・決定を予知しない修 正申告・期限後申告の場 合⇒5%
		(50 万円超 300 万円以下の部 分) 20%(注2)	
		(300 万円超の部分) 30%(注2)	
(3)重加算金	仮装・隠蔽があった場 合(注1)	(期限内に申告をしている場合) 35%(注2)	
		(申告しなかった場合又は 期 限後に申告した場合) 40%(注2)	

5 延滞金

納入期限までに宿泊税を納入されなかった場合は、次のとおり延滞金がかかります。

納入期限の翌日から1か月 を経過する日までの割合	税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額 ただし、延滞金特例基準割合(※)が年7.3%未満の場合は、その年内は延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合と年 7.3%のいずれか低い割合となります。
納入期限の翌日から1か月 を経過した日以後の割合	税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額 ただし、延滞金特例基準割合が年7.3%未満の場合は、その年内は延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合となります。

(※)延滞金特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除した割合として各年の前年の 11 月 30 日までに財務大臣が示す割合に、年1%の割合を加えた割合をいいます。

6 不服申し立て

課税の決定や滞納処分などについて不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に北谷町長(※)に対して文書により審査請求をすることができます。

(1) 審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となる宿泊税に係る主な処分は次のとおりです。

- 税額の更正又は決定
- 加算金の決定
- 更正請求の否認
- 特別徴収義務者の指定・解除
- 納入義務免除(還付)の決定
- 申告納入期限の特例適用の不承認・取消 等

(2) 手続き

所定の事項を記載した審査請求書正副2通を、北谷町長に提出してください。

7 罰則、滞納処分等

宿泊税に関する罰則や滞納処分等については、北谷町宿泊税条例や地方税法等の法令に基づき取り扱います。

【罰則】

法令等	条項	内容	罰 則	
			拘禁刑	罰金
宿泊税条例	第23条	帳簿の記載義務違反等に関する罪 証票の掲示義務違反等に関する罪	1年以下	50万円以下
	第24条	納税管理人に係る不申告に関する過料	10万円以下(過料)	
地方税法	第21条	不納せん動に関する罪	3年以下	20万円以下
	第22条の2	虚偽の更正の請求に関する罪	1年以下	50万円以下
	第733条の5	検査拒否等に関する罪	1年以下	50万円以下
	第733条の7	納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪	なし	30万円以下
	第733条の21	脱税等に関する罪	5年以下	100万円以下
	第733条の25	滞納処分に関する罪	3年以下	250万円以下
	第733条の26	滞納処分に関する検査拒否等の罪	1年以下	50万円以下
	第733条の26の2	滞納処分に関する虚偽の陳述の罪	6月以下	50万円以下

【滞納処分等】

法令等	条項	内容	率(※地方税法本則の規定)
地方税法	第733条の17	不足金額及びその延滞金の徴収	7.3%又は14.6%
	第733条の18	過少申告加算金及び不申告加算金	5～30%
	第733条の19	重加算金	35%又は40%
	第733条の20	納期限後に納付し、又は申告納入する法定外目的税の延滞金	7.3%又は14.6%
	第733条の24	滞納処分	—

第6章 その他

1 領収書等への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。

税の名称表示は、日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合がありますので、ご注意ください。消費税の詳しい取扱いは税務署までお問い合わせください。

【表示例1:客室料金に宿泊税額を含めない料金設定の場合】

<合計の内訳に宿泊税額を計上する場合>

領 収 書		
〇〇様		
		〇〇〇号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税	200円
合計		11,200円
〇〇年〇月〇日 沖縄県北谷町〇〇〇		
		〇〇ホテル
印 紙	受領印	

<宿泊税額を別に計上する場合>

領 収 書		
〇〇様		
		〇〇〇号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
合計		11,000円
上記のほか、宿泊税額200円を領収しました。		
〇〇年〇月〇日 沖縄県北谷町〇〇〇		
		〇〇ホテル
印 紙	受領印	

【表示例2:客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合】

領 収 書		
〇〇様		
		〇〇〇号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	11,200円
合計		11,200円
上記金額には、消費税額等1,000円及び宿泊税額200円が含まれています。		
〇〇年〇月〇日 沖縄県北谷町〇〇〇		
		〇〇ホテル
印 紙	受領印	

2 特別徴収義務者報償金

(1) 交付の目的

宿泊税は、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、北谷町へ申告納入することとしており、特別徴収義務者には新たな事務に要する負担が発生します。

このため、納期限までに申告納入された宿泊税の一定割合を特別徴収義務者に特別徴収義務者報償金として交付することで、負担の軽減を図ることを目的としています。

(2) 交付の対象

北谷町で登録されている宿泊税の特別徴収義務者

(3) 算定期間

前年度の4月～3月申告納入分

(4) 交付の基準及び交付額

算定期間において、申告納入期限までに申告納入された金額の合計額に2.5%(施行当初から5年間は3.0%)を乗じて得た額。1円未満切り捨て。 ※施設ごとに算定

(5) 交付の手続き

交付請求手続きは不要です。算定期間内の納期内納入額を基準として毎年8月末頃に交付します。

3 電子申告等(eLTAX)

eLTAX(エルタックス)とは、「地方税共同機構」が開発・運営する、地方税における手続きについてインターネットを利用して電子的に行うことができるシステムです。

eLTAX対応ソフトウェアである「PCdeskNext」を利用することで電子申告・電子申請が可能となり、申告後に「PCdesk」(DL版又はWeb版)を利用することで電子納付が可能となります。具体的な操作方法についてはPCdeskNext特設ページをご覧ください。

eLTAXのホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>



PCdeskNext 特設ページ <https://www.eltax.lta.go.jp/news/07816>



eLTAXのよくある質問 <https://eltax.custhelp.com/>



eLTAX 利用時間 8時30分から24時まで

※eLTAX 利用時間について、時期により変動することがあります。詳しくは eLTAX のホームページの
運転スケジュールをご覧ください。

(1)利用届出について

eLTAXから電子申告・電子納付を行うためには、申告を行う施設ごとに利用届出を行い「利用者 ID」の取得が必要です。

※ 本人確認のため、マイナンバーカードや、法人の商業登記電子証明書などの電子証明書が必要です。
マイナンバーカードなどのICカードを使用するためには、別途ICカードリーダーが必要になります。

(2)申告納入について

「PCdeskNext」から電子申告してください。申告納入期限等については「第4章 宿泊税の申告納入」をご確認ください。

(3)申告納入以外の申告・申請等について

「PCdeskNext」から以下の手続きについて、eLTAX を利用して行うことができます。

- ・宿泊税特別徴収義務者登録申請書の提出
- ・宿泊税申告納入期限等の特例承認申請書の提出
- ・宿泊税更正請求書の提出
- ・宿泊税還付・納入義務免除申請書の提出
- ・各種届出書等の提出

(4)電子納付について

電子納付とは、納税者や特別徴収義務者がインターネット等を利用して地方公共団体へ税金を電子的に納付・納入する仕組みです。

「PCdesk」から、ダイレクト納付、インターネットバンキング、ATM、クレジットカードにより電子納付することができます

①「提出年月日」欄

・申請書の提出年月日を記入してください。

②「申請者」欄

・法人番号は、必ず記載してください。ご不明な場合は、「国税庁 法人番号公表サイト (URL:<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/kensaku-kekka.html>)」にてご確認ください。

・特別徴収義務者となる宿泊施設の経営者の住所又は氏名又を記載してください。

法人の場合には法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記載してください。

③「宿泊施設」欄

・宿泊施設の所在地、名称、電話番号を記入してください。

・概要の欄には、客室数、収容人員を記入してください。

・経営開始(予定)日の欄には、施設の営業を開始した(する)日を記入してください。

④「営業許可等」欄

・宿泊施設の営業許可を受けた方や住宅宿泊事業の届出を行われた方の住所、氏名、電話番号を記入してください。法人の場合には法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記入してください。

・種別の欄は、該当する種別に○を付けてください。

・許可番号の欄には、旅館業営業許可書又は住宅宿泊事業標識に記載されている番号を記入してください。

⑤「施設所有者」欄

・住所、氏名、電話番号を記入してください。

⑥「書類送付先」欄

・申請についての問い合わせ、関係書類を送付する場合のあて先を担当部署名まで記入してください。

直通電話番号等があれば記入してください。

(2)実質的経営者である旨の申立書(参考様式)

(委託契約等により実際にその施設の経営に責任を有している方(実質的経営者)を特別徴収義務者
 としたい場合に提出してください。)

令和〇年〇月〇日		
北谷町長 殿		
申立者 住 所 北谷町桑江1-1-1 氏 名 北谷町ホテルズ株式会社 [名称及び 代表者の氏名] 代表取締役 北谷 太郎 ⑩ 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (法人の場合) 法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
実質的経営者である旨の申立書 私は、下記施設の実質的経営者であることを申し立てします。		
営業許可等 宿泊施設の	住所又は所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 北谷町桑江1-1-1 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
	フリガナ	チャタンチョウ チャタン タロウ
	氏 名 (名称及び代表者の氏名)	北谷町ホテルズ株式会社 代表取締役 北谷 太郎
	営 業 種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業
	許可(届出)番号	〇〇〇指令健保生第〇〇〇〇号
施 設	住所又は所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 北谷町桑江1-1-1 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
	フリガナ	チャタンチョウ
	名 称	北谷町ホテル
	実質的経営者による 経営開始(予定)年月日	令和〇年 〇月 〇日

- 注 1 複数の施設を有する場合は、施設ごとに申立書を提出してください。
 2 許認可者等と実質的経営者との間で締結した契約書等の写し(又は宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面の写し)を添付してください。

①「提出年月日」欄

- ・申立書の提出年月日を記載してください。

②「申立者」欄

- ・申立者(実質的経営者)の住所、氏名、電話番号を記載してください。
法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名、法人番号を併せて記載してください。
- ・押印してください。

③「宿泊施設の営業許可等」欄

- ・宿泊施設の営業許可を受けた方や住宅宿泊事業法の届出をした方の住所又は所在地、電話番号、氏名又は名称を記載してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記載してください。
- ・「営業種別」欄には、宿泊施設の該当する種別に○を付けてください。
- ・「許可(届出)番号」欄については、旅館業法の営業許可証に記載されている許可番号を記載してください。住宅宿泊事業法の届出施設の場合は、届出が受理された際に発行される届出番号を記載してください。

④「施設」欄

- ・宿泊施設の所在地、電話番号、名称を記載してください。
- ・実質的経営者による経営開始(予定)年月日を記載してください。

①「指定番号」欄

- ・特別徴収義務者証に記載されている指定番号を記入してください。

②「提出年月日」欄

- ・届出書の提出年月日を記入してください。

③「特別徴収義務者」欄

- ・特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名を記入してください。

個人番号を記入してください。法人の場合は法人番号を記入してください。

④「宿泊施設」欄

- ・宿泊施設の所在地、名称、電話番号を記入してください。

⑤「変更日」欄

- ・登録事項に変更が生じた年月日を記入してください。

⑥「変更項目」欄

- ・該当する項目に○を記入してください。

⑦「変更内容」欄

- ・変更内容を具体的に記入してください。

(4) 宿泊施設経営休止・再開・廃止届出書

第5号様式（第6条関係）

		指 定 番 号	●●●
宿泊施設経営休止・再開・廃止届出書			
令和○年○月○日			
北谷町長 様			
宿泊施設の経営休止、再開又は廃止について、北谷町宿泊税条例第10条第6項から第8項までの規定により、次のとおり届け出ます。			
特別徴収義務者	住所（所在地）	〒○○○-○○○ 北谷町桑江 1-1-1	
	ふりがな 氏 名	ちたんちょう ちたん たろう 代表取締役 北谷 太郎	
	個人番号（法人番号）	○○○○○○○○○○○○○○	
	電話番号	○○○-○○○-○○○	
宿泊施設	所在地	〒○○○-○○○ 北谷町桑江 1-1-1	
	ふりがな 名 称	ちたんちょう 北谷町ホテルズ株式会社	
	電話番号	○○○-○○○-○○○	
届 出 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 休 止 <input type="checkbox"/> 再 開 <input type="checkbox"/> 廃 止		
休 止 期 間	令和○年 ○月○日から 令和○年 ○月○日まで <input type="checkbox"/> 再開日未定		
再開又は廃止の日	令和○年 ○月 ○日から		
休止又は廃止の理由	ホテル改修工事の為		

備考 経営の休止、再開又は廃止の事由を確認することができる書類を添付してください。

①「指定番号」欄

・特別徴収義務者証に記載されている指定番号を記入してください。

②「提出年月日」欄

・届出書の提出年月日を記入してください。

③「特別徴収義務者」欄

・特別徴収義務者の住所、氏名、個人番号、法人の場合は法人番号、電話番号を記入してください。

④「宿泊施設」欄

・宿泊施設の所在地、名称、電話番号を記入してください。

⑤「届出区分」欄

・該当する区分に■を付けてください。

⑥「休止期間」欄

・休止の場合はその期間を記載してください。

・休止期間が未定の場合は休止の開始日を記入し、再開日未定に■を付けてください。

⑦「再開又は廃止の日」欄

・再開又は廃止の場合はその年月日を記入してください。

⑧「休止又は廃止の理由」欄

・休止又は廃止の場合はその理由を記入してください。

①「提出年月日」欄

・申請書の提出年月日を記入してください。

②「特別徴収義務者」欄

・特別徴収義務者の住所、氏名、個人番号、法人の場合は法人番号、電話番号を記入してください。

③「宿泊施設」欄

・宿泊施設の所在地、名称、電話番号、指定番号を記入してください。

④「申請の理由」欄

・申請の理由を記入してください。

(6) 宿泊税納入申告書

第11号様式 (第9条関係)

宿泊税納入申告書

指定番号 ●●●●

北谷町長 様

令和○年 ○月 ○日

申告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		申告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)	
〒○○○-○○○○ 北谷町桑江1-1-1		北谷町ホテルズ株式会社 代表取締役 北谷 太郎 電話○○○ - ○○○ -○○○	
		個人番号又は法人番号	○○○○○○○○○○○○○○○○
この申告に係る	所在地	北谷町桑江1-1-1	
宿泊施設	名称	北谷町ホテルズ株式会社 代表取締役 北谷 太郎	

宿泊税の納入について、北谷町宿泊税条例第12条第1項の規定により申告します。

	区分	宿泊者数(延べ数)	宿泊料金総額(A)	税率(B)	税額(A×B)
令和 ○年	課税対象	300人	2,400,000円	100分の2.0	48,000円
	課税免除対象	50人	400,000円		
○月分	合計	350人			

	区分	宿泊者数(延べ数)	宿泊料金総額(A)	税率(B)	税額(A×B)
年	課税対象	人	円	100分の2.0	円
	課税免除対象	人	円		
月分	合計	人			

	区分	宿泊者数(延べ数)	宿泊料金総額(A)	税率(B)	税額(A×B)
年	課税対象	人	円	100分の2.0	円
	課税免除対象	人	円		
月分	合計	人			

- 注1 この申告書は、前月中の宿泊について記載し、毎月末日までに提出してください。ただし、北谷町宿泊税条例第12条第2項の規定による承認を受けているときは、指定する月の末日までに提出してください。
- 2 この申告書に、内訳となる宿泊年月日ごとに記載された月計表を添付してください。
- 3 税率は、町宿泊税100分の1.2と沖縄県宿泊税100分の0.8を合算した税率となっています。

①「指定番号」欄

・特別徴収義務者証に記載されている指定番号を記入してください。

②「提出年月日」欄

・申告書の提出年月日を記入してください。

③「特別徴収義務者」欄

・特別徴収義務者の住所、氏名、代表者名、電話番号、個人番号、法人の場合は法人番号を記入してください。

④「この申告に係る宿泊施設」欄

・申告する宿泊施設の所在地、名称を記入してください。

⑤「申告年月分」欄

・申告対象の年月を記入してください。申告納入期限の特例の適用を受けている場合は、該当する複数の年月について記入してください。

⑥「宿泊者数(延べ数)」欄

・課税対象となる宿泊者数、課税免除対象となる宿泊者数及び合計を記入してください。

⑦「宿泊料金総額(A)」欄

・課税対象となる課税標準額(※)の総額、及び課税免除対象となる課税標準額(※)の総額を記入してください。(※)課税標準額:1人1泊当たりの宿泊料金から千円未満を切捨した金額

⑧「税額(A×B)」欄

・課税対象となる課税標準額の総額に税率を乗じた額を記入してください。

(7) 宿泊税月計表

以下の記載は例であり、記載事項が同様のものであれば、任意の様式での提出も可能です。

指定番号				
宿泊施設名				
令和	年	月分	(単位：人、円)	
日付	課税対象		課税免除	
	宿泊者数	宿泊料金	宿泊者数	宿泊料金
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
合計				
税額 (税率2%)				

①「指定番号」欄

・特別徴収義務者証に記載されている指定番号を記入してください。

②「宿泊施設名」欄

・宿泊施設の名称を記入してください。

③「対象年月」欄

・申告対象の年月を記入してください。

④「宿泊者数」欄

・課税対象となる宿泊者数を記入してください。

なお、この合計欄は、宿泊税納入申告書の「課税対象」の欄と一致させてください。

⑤「宿泊料金」欄

・課税対象となる課税標準額(※)の総額を記入してください。

なお、この合計欄は、宿泊税納入申告書の「課税対象」の欄と一致させてください。

(※)課税標準額:1人1泊当たりの宿泊料金から千円未満を切捨した金額

⑥「課税免除」欄

・課税免除となる宿泊者数、宿泊料金を記入してください。

なお、この合計欄は、宿泊税納入申告書の「課税免除対象」の欄と一致させてください。

(8) 宿泊税納入書

第12号様式（第9条関係）

沖縄県北谷町 市町村コード 473260	宿泊税納入書	沖縄県北谷町 市町村コード 473260	宿泊税納入済通知書	沖縄県北谷町 市町村コード 473260	宿泊税領収証書
----------------------------	--------	----------------------------	-----------	----------------------------	---------

口座番号	加入者名 北谷町会計管理者		
年度 令和〇	申告年月 〇	申告区分 申告更正決定	指定番号
納入金額	税額 億 千 百 十 万 千 百 十 円 4 8 0 0 0 0		
	延滞金		
	加算金		
	合計額 4 8 0 0 0 0		
	納期限 令和〇年 〇 月 〇 日		
特別徴収義務者 住所 (所在地) 北谷町桑江 1-1-1 氏名 (名称) 北谷町ホテルズ株式会社			
上記のとおり納入します。 (納入場所) ・北谷町役場 ・沖縄県農業協同組合 ・琉球銀行 ・沖縄銀行 ・沖縄海邦銀行 ・エフ信用金庫 ・沖縄県内のゆうちょ銀行及び郵便局			
		領収日付印	
(金融機関等保管)			

この納入書は3枚一組となっておりますので、切り離さずにご提出してください。

口座番号	加入者名 北谷町会計管理者		
年度 令和〇	申告年月 〇	申告区分 申告更正決定	指定番号
納入金額	税額 億 千 百 十 万 千 百 十 円 4 8 0 0 0 0		
	延滞金		
	加算金		
	合計額 4 8 0 0 0 0		
	納期限 令和〇年 〇 月 〇 日		
特別徴収義務者 住所 (所在地) 北谷町桑江 1-1-1 氏名 (名称) 北谷町ホテルズ株式会社			
指定金融機関名 取りまとめ店 〒812-8794 ゆうちょ銀行 福岡野金事務センター			
		領収日付印	
(北谷町保管)			

上記のとおり通知します。(受付店→北谷町会計管理者)

口座番号	加入者名 北谷町会計管理者		
年度 令和〇	申告年月 〇	申告区分 申告更正決定	指定番号
納入金額	税額 億 千 百 十 万 千 百 十 円 4 8 0 0 0 0		
	延滞金		
	加算金		
	合計額 4 8 0 0 0 0		
	納期限 令和〇年 〇 月 〇 日		
特別徴収義務者 住所 (所在地) 北谷町桑江 1-1-1 氏名 (名称) 北谷町ホテルズ株式会社			
上記のとおり領収しました。			
		領収日付印	
(納入者保管)			

この領収書は、5年間保存してください。

①「税額」「合計額」欄

・宿泊税納入書(左)、宿泊税納入済通知書(中)、宿泊税領収証書(右)の「税額」、「合計額」欄に納入すべき宿泊税額を右づめで記入してください。なお、この税額は、宿泊税納入申告書の「税額」の欄と一致させてください。

①「指定番号」欄

・特別徴収義務者証に記載されている指定番号を記入してください。

②「提出年月日」欄

・申請書の提出年月日を記入してください。

③「特別徴収義務者」欄

・特別徴収義務者の住所、氏名、個人番号、法人の場合は法人番号、電話番号を記入してください。

④「宿泊施設」欄

・宿泊施設の所在地、名称、経営開始年月日を記入してください。

⑤「特例適用開始を希望する対象月」欄

・特例適用開始を希望する対象月を記入してください。

⑥「期間」欄

・申請書の提出月の前3か月の期間を記入してください。

⑦「納入すべき金額の合計額」欄

・申請書の提出月の前3か月の宿泊に係る納入すべき宿泊税の合計額を記入してください。

⑧「納入すべき金額の合計額を月数で除した金額」欄

・「納入すべき金額の合計額」欄の金額を「期間」欄の月数で除した金額を記入してください。

・この金額が30万円を超える場合は、特例の適用を受けることはできません。

⑨「旅館業法等による許可(届出)日」欄

・該当する年月日を記入してください。

⑩「特例指定の取消」欄

・指定の取消しを受けている場合は「有」に○を付け、取消年月日を記入してください。受けていない場合は「無」に○を付けてください。

⑪「加算金の決定」欄

・適用年の前年の1月1日以後において、宿泊税に係る加算金の決定を受けた場合は「有」に○を付け、決定年月日を記入してください。受けていない場合は「無」に○を付けてください。

⑫「町税に係る徴収金の滞納」欄

・適用年の前年の1月1日以後において、町税に係る徴収金の滞納がある場合は「有」に○を付け、無い場合は「無」に○を付けてください。

<留意点>

・⑩については、取消を受けた場合、当該取消の日から1年を経過していること。

・⑪、⑫について「有」の場合、特例の承認を受けることはできません。

・⑧について、30万円を超える場合は、特例の承認を受けることはできません。

(10)徴収不能額等の還付又は納入義務の免除申請書

第17号様式 (第12条関係)

徴収不能額等の還付又は納入義務の免除申請書

令和●年 ●月 ●日

北谷町長 様

特別徴収義務者

住 所 (所在地)	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 電話 098-936-1234
氏 名 (名称)	北谷 太郎
証 票 番 号	●●●●

宿泊税に相当する額の還付又は宿泊税額の納入義務の免除について、北谷町宿泊税条例第15条第1項の規定により、還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明する書類を添付の上、次のとおり申請します。

宿 泊 施 設	(ふりがな)	おきなわけん なかがみぐん ちゃたんちょう くわえ
	所 在 地	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 電話 098-936-1234
	(ふりがな)	ちゃたんちょう
	名 称	北谷町ホテルズ株式会社
宿泊数		250 泊
税額		50,000 円
貸倒れ等により受取ることができなかった税額		円
り災等により亡失した税額		10,000 円
還付又は納入義務免除を受けようとする税額		10,000 円
還付又は納入義務免除を受けようとする理由 令和●年●月●日の風水害によって建物が損壊し、納入すべき令和●年●月●日から同月●日の宿泊税額分を亡失したため。		

備考

- 1 申請理由を証明する書類を添付してください。
- 2 控えの必要な方は、あらかじめコピーをとるなどしてから提出してください。郵送により申請書を提出される場合で、控えの郵送を希望される方は返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

①「提出年月日」欄

・申請書の提出年月日を記入してください。

②「特別徴収義務者」欄

・特別徴収義務者の住所、氏名、証票番号を記入してください。

③「宿泊施設」欄

・宿泊施設の所在地、名称を記入してください。

④「宿泊数」欄

・当該行為月の延べ宿泊者数を記入してください。

※納入義務免除(還付)を受けようとする宿泊者数ではありませんので注意してください。

⑤「税額」欄

・当該行為月の税額の合計を記載してください。

※上記と同様に、納入義務免除(還付)を受けようとする税額ではありませんので注意してください。

⑥「貸倒れ等により受取ることができなかった税額」「り災等により亡失した税額」欄

・還付又は納入義務免除を受けようとする理由に従って、該当する欄にそれぞれの税額を記載してください。

⑦「還付又は納入義務の免除を受けようとする税額等」欄

・納入義務免除(還付)を受けようとする税額の合計を記載してください。⑥で記載した税額の合計となります。

⑧「還付又は納入義務免除を受けようとする理由」欄

・還付又は納入義務免除を受けようとする理由を具体的に記入してください。

(11) 宿泊税更正請求書

第19号様式（第14条関係）

宿泊税更正請求書

令和〇年 〇月 〇日

北谷町長 様

特別徴収義務者

住所（所在地）	〒904-0192 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 北谷町桑江1-1-1
氏名（名称）	北谷町ホテルズ株式会社 代表取締役 北谷 太郎

宿泊税額の更正について、地方税法第20条の9の3第3項の規定により、次のとおり請求します。

宿泊施設	(ふりがな)	おきなわけん なかがみぐん ちゃたんちょう くわえ			
	所在地	〒904-0192 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 沖縄県中頭郡北谷町桑江1-1-1			
	(ふりがな)	ちゃたんちょう			
	名称	北谷町ホテル			
更正の請求の 年月分	令和〇年 〇月分	法定納期限	令和〇年 〇月 〇日		
		申告年月日	令和〇年 〇月 〇日		
		更正・決定	年	月	日
		判決確定	年	月	日
区 分	宿泊者数（延べ数）	宿泊料金総額	税率	税額	
更正の請求前	課税対象	300人	2,400,000円	100分の2.0	48,000円
	免除対象	50人	400,000円		
	合 計	350人			
区 分	宿泊者数（延べ数）	宿泊料金総額	税率	税額	
更正の請求後	課税対象	250人	2,000,000円	100分の2.0	40,000円
	免除対象	50人	400,000円		
	合 計	300人			
更正の請求の理由、請求に至った事情の詳細その他参考となる事項	令和〇年〇月〇日の課税対象の宿泊者数の入力誤りにより、宿泊料金総額（課税標準額）が過大となっていたため。				
摘 要					

備考 この様式は、宿泊税に係る地方税法第20条の9の3第3項に規定する更正請求書として用いること。

①「提出年月日」欄

・請求書の提出年月日を記入してください。

②「特別徴収義務者」欄

・特別徴収義務者の住所、電話番号、氏名を記入してください。

③「宿泊施設」欄

・所在地、電話番号、名称を記入してください。

④「更正の請求の年月分」欄

・更正の請求に係る対象月を記入してください。

⑤「法定納期限」欄

・申告納期限を記載してください。申告納期限は各宿泊行為月の翌月末日ですが、この日が土曜、日曜、祝祭日に当たる場合は、その翌日が申告納期限となります。

⑥「申告年月日」欄

・更正の請求をしようとする行為月分の宿泊税について申告を行った年月日を記載してください。

⑦「更正決定」「判決確定」欄

・地方税法第 20 条の 9 の 3 第 2 項による更正の請求を行う場合で、当該申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決(判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含みます。)によりその事実がその計算の基礎としたところと異なることが確定した際の、その更正又は決定の年月日を記載してください。

⑧「更正の請求前」欄

・更正の請求をする前にすでに申告している宿泊者数、宿泊料金総額、税額又は更正、決定を経た宿泊者数、宿泊料金、税額を記載し、その合計も記載してください。

⑨「更正の請求後」欄

・計算誤り等を正した宿泊者数、宿泊料金総額、税額を記載し、その合計も記載してください。

⑩「請求の理由、請求に至った事情の詳細その他参考となる事項」欄

・更正の請求をする理由を具体的に記載してください。

5 申告書等の提出・お問い合わせ先

	住所	電話番号	担当
北谷町	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江1丁目1番1号	098-982-7706	税務課 宿泊税担当

※北谷町ホームページ

(<https://www.chatana.jp/smph/seikatsuguide/zeikin/oshirase/syukuhakuzei.html>)

からもお問い合わせができます。



※各種手続き・資料等についても、上記ホームページよりご利用ください。

令和 8 年 3 月 初版作成

編集・発行 北谷町総務部税務課